

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		特定事業場等の水質事故に係る措置基準
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		下水道法、さいたま市下水道条例施行規則、事業場等の水質規制に関する指導指針
条 項		下水道法第 12 条の 9 第 1 項及び第 2 項 条例施行規則第 11 条
所 管 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話 : 048-829-1559)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	事業場等の水質規制に関する指導指針
	備 考	